



2026年2月9日

各 位

会 社 名 SCSK株式会社
代 表 者 名 代表取締役 執行役員 社長 當麻 隆昭
(コード番号 9719 東証 プライム市場)
問 合 せ 先 広報部長 中岡 聡子
(TEL: 03-5166-1150)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年1月6日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（当社が2026年1月7日付で公表した「(訂正) 株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」により訂正された事項を含み、以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年2月9日から2026年3月11日まで整理銘柄に指定された後、2026年3月12日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、31,618,295株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
313,125,254株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
313,125,263株（自己株式を含む）
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
9株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
36株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
 - (i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由
本株式併合により、住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）及び住友商事が100%を出資するSCインベストメンツ・マネジメント株式会社（以下「公開買付者」といいます。）と併せて

以下「公開買付者ら」と総称します。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者らのみとし、当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引の一環として行われるものであること、当社株式が2026年3月12日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年3月15日時点の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が、2025年10月30日から2025年12月12日までの30営業日を公開買付けにおける買付け等の期間として実施した、当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である5,700円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

SCインベストメンツ・マネジメント株式会社

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、公開買付者が、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金を確保できることを、公開買付者に対して金8,850億円を限度として融資を行う用意がある旨の住友商事による2025年10月28日付融資証明書により確認しております。

以上により、当社は、公開買付者による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年3月下旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることにについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年4月下旬以降を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行ったうえで、2026年6月下旬以降を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案(定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の定款一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2026年3月16日に効力が発生する予定です。

- ① 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は36株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

- ② 第1号議案が原案どおり承認可決された場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできなくなるため、本株式

併合の効力が発生することを条件として、現行定款第7条（自己の株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

- ③ 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は9株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式の数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ④ 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者らのみとなるため、基準日に関する規定及び定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（基準日）及び現行定款第15条（定時株主総会の基準日）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ⑤ 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるため、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づく場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第14条（招集）第3項を削除するものであります。
- ⑥ 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合、本株式併合の実施に伴って当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者らのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第17条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2026年2月9日（月曜日）
整理銘柄指定日	2026年2月9日（月曜日）
最終売買日	2026年3月11日（水曜日）（予定）
上場廃止日	2026年3月12日（木曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年3月16日（月曜日）（予定）

以上